

規 則

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十一月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第百一号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則（令和五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条の二第二項」を「第一条の八第一項」に、「第五条の四各号」を「第五条の十四各号」に改める。

第二条中「第五条の三第一項」を「第五条の十三第一項」に、「第六条の六第一項」を「第五条の十六第一項」に、「第五条の七第一項」を「第五条の十七第一項」に改める。

第三条中「第五条の十第一項第二号」を「第五条の二十第一項第二号」に、「第一条の六」を「第一条の十二」に、「第一条の八」を「第一条の十四」に、「第一条の十一」を「第一条の十七」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十一月二十八日から施行する。